

昭和六十三年郵政省令第四十六号

電気通信事業報告規則

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九十二条第一項の規定に基づき、電気通信事業報告規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 報告年度 四月一日から翌年三月三十一日までをいう。

二 四半期 四月から六月まで、七月から九月まで、十月から十二月まで及び一月から三月までの各期間をいう。

三 中継電話 他の電気通信事業者との相互接続点相互間の通信を媒介する音声伝送役務であつて、IP電話以外のものをいう。

四 IP電話 端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。

四の二 ワイヤレス固定電話 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三條第二項第四号の三に定めるワイヤレス固定電話用設備を用いて提供される音声伝送役務をいう。

五 衛星移動通信サービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動して用いられる電気通信設備と接続されるものに限る。）を用いて提供される電気通信役務であつて、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四條第一項第二十号の八に定める携帯移動地球局を用いて提供されるものをいう。

六 インターネット接続サービス インターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。

七 FTTHアクセスサービス その全ての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート

型であるもの（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む、IP-VPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信役務であるものを除く。）をいう。

八 DSLアクセスサービス アナログ信号伝送用の端末系伝送路設備にデジタル加入者回線アクセス多重化装置を接続してインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）をいう。

九 FWAアクセスサービス その全部又は一部が無線設備（固定して使用される無線局に係るものに限る。以下この号において同じ。）により構成される端末系伝送路設備（その一部が無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備（電気通信事業者が設置する電気通信設備であつて、共同住宅等内に設置されるものを含む。）と接続される一端が無線であるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるもの（ローカル5Gサービス、自営等BWAアクセスサービス、IP-VPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信役務であるものを除く。）をいう。

九の二 ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス用設備（光信号伝送用の伝送路設備及び無線設備（その一端が利用者の屋内用ルータと接続される無線設備に限る。）により構成される端末系伝送路設備をいう。以下同じ。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるものをいう。

十 CATVアクセスサービス 有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるもの（FTTHア

クセスサービス又はローカル5Gサービス、自営等BWAアクセスサービス、IP-VPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信役務であるものを除く。）をいう。

十一 携帯電話・PHSアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が携帯電話又はPHS端末と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）をいう。

十二 三・九一四世代移動通信アクセスサービス 携帯電話・PHSアクセスサービスであつて、三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九條の六の九又は第四十九條の六の十で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。

十三 第五世代移動通信アクセスサービス 携帯電話・PHSアクセスサービスであつて、第五世代移動通信システム（無線設備規則第四十九條の六の十二又は第四十九條の六の十三で定める条件に適合する無線設備（ローカル5Gの基地局又は陸上移動局のものを除く。）をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。

十三の二 ローカル5Gサービス ローカル5G通信システム（無線設備規則第四十九條の六の十二で定める条件に適合する無線設備（ローカル5Gの基地局又は陸上移動局のものに限る。）をいう。）を用いて提供される電気通信役務をいう。

十四 BWAアクセスサービス 全国BWAアクセスサービス、地域BWAアクセスサービス及び自営等BWAアクセスサービスをいう。

十四の二 全国BWAアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、広帯域移動

無線アクセスシステム（無線設備規則第三條第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムをいう。）を用いて提供されるもの（地域BWAアクセスサービス及び自営等BWAアクセスサービスを除く。）をいう。

十四の三 地域BWAアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、地域広帯域無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第三條第二号の二に規定する地域広帯域無線アクセスシステムをいう。）を用いて提供されるものをいう。

十四の四 自営等BWAアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、自営等広帯域移動無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準第三條第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムをいう。）を用いて提供されるものをいう。

十五 公衆無線LANアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（衛星移動通信サービス、携帯電話・PHSアクセスサービス及びBWAアクセスサービスを除く。）をいう。

十六 IP-VPNサービス インターネットプロトコルによるパケットを伝送交換するネットワークを用いて仮想閉域網を設定し、それを用いて提供する電気通信役務をいう。

十七 広域イーサネットサービス イーサネットのフレームを伝送交換するネットワークを

	LPWAサービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるアンライセンスLPWAサービスの回線数が三万以上であるもの	
仮想移動電気通信サービス	仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、四式半期末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万以上であるもの	五十の三
	仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、携帯電話、PHS、ローカル5Gサービス又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けて自ら提供する仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として他の電気通信事業者に提供したもの（年度末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万未満であるものに限り。）	
ドメイン名電気通信役務	ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者	様式第四十の四
2	電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の五により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。	
	一 報告年度末の利用者の数が八十万以上であるもの 二 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるもの	

[illegible]

定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用するものに限る。）	二 前号に掲げる者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するIP電話の提供を受ける電気通信事業者	インターネット接続サービス	インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者	FTTHアクセスサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（第三号において「設備を設置して提供する事業者」という。） 二 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（次号において「接続により提供する事業者」という。）（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者）	三 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者
---	--	----------------------	----------------------------------	---------------------	--	---

CATV アクセ スサ ービ ス	有線テレビジョン放送施設 の線路と同一の線路を使 用する電気通信設備を設 置してCATVアクセサ ービスを提供する電気 通信事業者
BWA アクセ スサ ービ ス	基地局を設置してBWAア クセスサービスを提供す る電気通信事業者
公衆無線 LANア クセ スサ ービ ス	公衆無線LANアクセサ ービスを提供する電気通 信事業者
仮想移動 電気通信 サービ ス	仮想移動電気通信サービス (ローカル5Gに係るサー ビスを除く。)を提供する 電気通信事業者
電子メー ルサー ビス	電子メールサービスを提供 する電気通信事業者
メッセー ジング サー ビス	メッセージングサービス を提供する電気通信事業者
検索サー ビス	検索サービスを提供する電 気通信事業者又は第三号 事業を営む者
ソーシャ ル・ネッ トワー キング サービ スの他 交流 型電気 通信サ ービス	ソーシャル・ネットワーク 型電気通信サービス を提供する電気通信事業者 又は第三号事業を営む者
その他電 気通信 役務	その他電気通信回線設備を 設置して電気通信役務を 提供する電気通信事業者 又は電気通信回線設備を 設置せずに他人の通信を 媒介する電気通信役務を 提供する電気通信事業者

前項の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務（その提供の開始時において対価としての料金の支払を要する電気通信役務に限り、検索サービス及びソーシャル・ネットワ

計画について意見受付期間を設けた場合にあっては、七日（同令第二十四条の四第一項に規定する休日数は算入しない。）前までに、様式第二十二の二により、当該意見受付期間内における他の電気通信事業者からの意見の提出に関する状況について、総務大臣に報告しなければならない。

（特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る収益報告等）

第四条 電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ニに規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務を行う電気通信事業者は、様式第二十三により、毎報告年度経過後三月以内に、当該報告年度の当該業務に係る収益について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第四条の二 電気通信事業法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の二により、毎報告年度経過後三月以内に、その特定関係法人である電気通信事業者の名称について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（届出媒介等業務受託者への支払金支出状況報告）

第四条の三 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の三により、届出媒介等業務受託者への支払金の支出の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（移動端末設備の製造事業者への支払金支出状況報告）

第四条の四 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の四により、移動端末設備の製造事業者への支払金の支出の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告）

第四条の五 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の五により、移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること（移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又

は締結していることとなるものを含む。以下同じ。）及び対象設備の購入等を行うことを条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること（新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含む。以下同じ。）を条件とした経済的利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況報告）

第四条の六 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の六により、電気通信事業法施行規則第二十二條の二の十六第一項第二号イからニまでに規定する利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（移動端末設備の取扱状況等報告）

第四条の七 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の七により、移動端末設備の取扱状況等について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（中古の移動端末設備の取扱状況等報告）

第四条の八 基地局を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者は、中古の移動端末設備の入手及び売却等の状況について、様式第二十三の八により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（卸電気通信役務の提供に関する報告）

第四条の九 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）は、対象卸電気通信役務（当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス（無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続

方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）の卸電気通信役務（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。）向けに提供するものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）を電気通信事業者（当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの（その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。）又はその伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。）に対して提供する業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の九により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

一 当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称
二 当該卸先電気通信事業者が提供を受ける卸電気通信役務（以下「提供卸電気通信役務」という。）の内容
三 当該提供卸電気通信役務に関する料金
四 当該提供卸電気通信役務に關して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等（金銭その他の財産をいう。）
五 当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項
六 当該伝送路設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に對して負うべき責任に関する事項
七 電気通信設備の設置の工事その他の工事に關する費用の負担の方法
八 電気通信回線設備の使用の態様に關し制限を設けるときは、その事項
九 重要通信の取扱方法
十 当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項
十一 提供卸電気通信役務に係る役務利用管理システム（電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第一項第三号に規定する役務利用

管理システムをいう。）の機能、料金その他の提供条件

十二 提供卸電気通信役務に係るSIMカード（第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第四条第二項第三号に規定するSIMカードをいう。）の種類、機能、料金その他の提供条件

十三 前各号に掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の事項と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項

十四 有効期間を定めるときは、その期間

二 前項の報告をした者は、当該報告をした事項に変更があつたときは、様式第二十三の十により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

三 第一項の報告をした者は、同項に規定する業務を行わなくなつたときは、様式第二十三の十一により、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

四 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）が、第一項第二号から第十二号までに掲げる事項について契約約款を定め、総務大臣に報告するとともに、これを公表しているときには、当該契約約款による提供卸電気通信役務の提供の業務については、同項の規定は適用しない。

五 前項の規定による報告をしようとする者は、様式第二十三の十二により、同項の契約約款を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

六 第四項の規定により報告した契約約款の変更の届出をしようとする者は、様式第二十三の十二により、当該契約約款の新旧対照を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

七 第四項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登録した本店又は支店に限る。）において

て閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(利用者保護に関する報告)

第四条の十 電気通信事業法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務（別表に掲げる区分による種類（以下「別表種類」という。）ごとに毎四半期末における契約（説明義務対象外契約（同条の規定により提供条件の概要の説明をすべき契約以外の契約をいう。以下同じ。）を除く。）の数が一万以上である電気通信役務に限る。）を提供する電気通信事業者は、様式第二十三の十三により、毎四半期経過後一月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の当該電気通信役務の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

2 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務（別表種類ごとに毎四半期末における契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信役務に限る。）を提供する電気通信事業者は、様式第二十三の十四により、毎四半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の書面解除（電気通信事業法施行規則第二十二條の二の三第一項第九号に規定する書面解除をいう。）に関する契約状況等及び確認措置契約（同令第二十一條の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約をいう。）に関する契約状況等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

3 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者（別表種類ごとに毎報告年度末における契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信事業者であつて、当該報告年度末において媒介等業務受託者に当該電気通信役務に係る媒介等業務及びこれに付随する業務の委託をしているものに限る。）は、様式第二十三の十五により、毎報告年度経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎報告年度末の当該電気通信役務の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第四条の十一 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者のうち、営業所その他の事業所において利

用者に対して対面により当該媒介等の業務を行う者は、毎報告年度経過後二月以内に、当該毎報告年度末における当該事業所（利用者に対して対面により当該媒介等の業務を行うものに限る。）の所在地及び名称を総務大臣に報告しなければならない。

2 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者のうち、当該媒介等の業務について他の媒介等業務受託者に再委託を行っている者は、毎報告年度経過後二月以内に、当該媒介等業務受託者の名称等を総務大臣に報告しなければならない。

3 前二項の報告は、総務大臣の指定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情があるため、当該方法によることが困難であると総務大臣が認めるときは、これに代えて、様式第二十三の十六により、書面等によることができる。

(外国政府等との協定等の報告)

第五条 電気通信事業法第四十條の認可を受けた電気通信事業者は、様式第二十四により、毎報告年度経過後二月以内に、当該報告年度に締結し、又は変更した外国政府又は外国法人若しくは外国法人との間の協定又は契約について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(認定電気通信事業者の会計報告)

第六条 認定電気通信事業者（電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第二條に規定する事業者（次項において「電気通信事業会計規則適用事業者」という。）を除く。）は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び様式第二十五の電気通信事業損益報告を、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(認定電気通信事業者の会計規則適用事業者である認定電気通信事業者であつて、認定電気通信事業以外の電気通信事業を行つてゐるものは、様式第二十五により、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の電気通信事業損益報告を、書面等により総務大臣に提出しなければならない。)

第七条 削除

(災害時優先通信の優先的取扱いに関する報告)

第七条の二 電気通信事業者は、災害時優先通信（緊急通報（電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号を使用した警察機関、海上

保安機関及び消防機関への通報をいう。）及び電気通信事業法第八條第三項に規定する重要通信のうち、電気通信事業法施行規則第五十六條第一号に定める機関が発信する通信（当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の優先的な取扱いを開始するときは、当該災害時優先通信の優先的な取扱いに関する事項について、様式第二十六の二により、その実施前に書面等により総務大臣に提出しなければならない。報告した事項を変更するときは又は災害時優先通信の取扱いを休止若しくは廃止するときも、同様とする。

2 電気通信事業者は、不測の要因により、災害時優先通信の優先的な取扱いを確保するために他の通信の接続を制限し、又は停止を行つた場合であつて、当該制限又は停止を受けた利用者の数が三万以上で、かつ、その時間が二時間以上の上のときは、当該制限又は停止を行つた時間における災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を分析し、できる限り多くの通信の疎通を確保するよう、当該制限又は停止の時間、程度等の実施の方法及び電気通信回線設備の通信容量について見直しを行い、その結果について、様式第二十六の三により、当該制限又は停止を行つた日から三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(事故発生状況の報告)

第七条の三 電気通信事業者は、次の各号に該当する事故（電気通信事業法施行規則第五十八條第二項各号に掲げる事故を除く。）が発生した場合、は、様式第二十七により、毎四半期経過後二月以内に、その発生状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する事故については、総務大臣が別に定める様式により提出することができる。

一 電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数が三万以上のもの（総務大臣が当該利用者の数の把握が困

難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）

ロ 当該電気通信役務の提供の停止時間又は品質の低下を受けた時間が二時間以上のも

二 電気通信設備以外の設備の故障により電気通信役務の提供に支障を来した事故であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該電気通信役務の提供に支障を来した事故の影響を受けた利用者（電気通信事業者と電気通信役務の提供に関する契約の締結をしようとする者を含む。）の数が三万以上のもの

ロ 当該電気通信役務の提供に支障を来した事故により影響を受けた時間が二時間以上のも

2 前項の規定にかかわらず、軽微な事故として総務大臣が別に告示するものについては、提出することを要しない。

(災害対策の報告)

第七条の四 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者（毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に電気通信役務を提供する者に限る。）は、災害時においてその取り扱う通信を確保するための措置について、様式第二十七の二により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(通信品質の報告)

第七条の五 音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（電気通信事業法施行規則第二十七條の二第二号イからへまでに掲げるものに限る。）を設置する電気通信事業者（毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に音声伝送役務を提供する者に限る。）は、当該設備を介して提供する音声伝送役務の品質について、様式第二十七の三により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(設備容量の報告)

第七条の六 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者（半期（四月から九月まで及び十月から三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。）ごとの初日及び末日において三万以上の利用者に電気通信役務を提供する者に限る。）は、当該電気通信事業者が、法第四十四條第一項又は第三項の規定に基づき届け出た管

理規程に記載された電気通信事業法施行規則第二十九條第一項第三号に掲げる事項に基づく事業用電気通信設備の設備容量の確保の状況について、様式第二十七の四により、当該半期経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（電気通信番号の使用に関する報告）

第八条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象番号の欄に掲げる電気通信番号の使用に関する当該報告年度末（様式第二十八第三表及び様式第二十八の二によるものについては、当該報告年度）の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象番号	報告対象事業者	様式番号
自ら指定を受けた当該利用者設備識別様式第二	利用者設備識別番号の指定を受けた十八及び	様式第二
号（電気通信番号電気通信事業者		十八の二
規則別表第九号に掲げるIMS Iを		
除く。以下この表		
において同じ。）		
他の電気通信事業	当該利用者設備識別様式第二	
者が指定を受けた番号を使用する電気十八の二		
利用者設備識別番号通信事業者（電気通及び様式		
号（卸電気通信役信事業法第五十條の第二十八		
務の提供を受けて二第三項の規定の適用の三		
使用する場合には限用を受けた者を除く		
）。		
当該利用者設備識別様式第二		
番号を電気通信事業		
法第五十條の二第三及び様式		
項の規定の適用を受第二十八		
けて使用する電気通の四		
信事業者		

（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定に用いる電気通信番号数等の報告）

第九条 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号。以下この条において「第一種算定規則」という。）別表第十一に掲げる電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者（第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等である者に限る。）若しくは分

割又は譲渡により当該電気通信事業者から電気通信事業の一部を承継した法人若しくは譲り受けた者（当該承継又は譲受けを受けた後遅滞なく、当該電気通信事業者が指定を受けた同表に掲げる電気通信番号の指定を受けた者であつて、第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等以外の者に限る。以下この条において「一部承継事業者等」という。）は、様式第二十九により、当該指定を受けた電気通信番号（一部承継事業者等については、承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号に限る。）の毎月末の使用状況等（一部承継事業者等にあつては、承継又は譲受けがあつた月から第一種算定規則第二十七條第一項に規定する最終算定月までの月末の使用状況等に限る。）について、翌々月の二十日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日当たるときは、これらの日の翌日をもつて当該日とみなす。）までに、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（集計結果の公表）

第十条 総務大臣は、第二條、第四條の十第二項及び第八條の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。

（書面等の提出）

第十一条 第二條、第三條から第四條の二まで及び第四條の九から第八條までの規定により総務大臣に提出する書面等は、電気通信事業者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して提出することができる。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行し、報告期限が昭和六十三年九月一日以後である報告書から適用する。

2 当分の間、電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者で特別の事情があるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。

3 当分の間、様式第二十八の二の適用については、同様式注1中「別表第九号に掲げるIMS I」とあるのは、「別表第三号に掲げるデータ伝送携帯電話番号、同表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号及び同表第九号に掲げるIMS I」とする。

附 則（平成元年八月三日郵政省令第五一五号）
この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成元年十月一日以後である報告書から適用する。

附 則（平成二年五月三〇日郵政省令第二八号）
この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成三年四月一日以後である報告書から適用する。ただし、この省令による改正後の様式第四については、報告期限が平成二年十月一日以後である報告書から適用する。

附 則（平成七年三月一五日郵政省令第一五五号）
この省令は、公布の日から施行する。
1 電気通信事業法施行規則、電気通信主任技術者規則、工事担任者規則、端末機器の技術基準適合認定に関する規則、電気通信事業報告規則及び電波法による伝搬障害の防止に関する規則（以下「関係省令」という。）に規定する書類の様式は、改正後の関係省令に規定する様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

附 則（平成七年三月三〇日郵政省令第三三三号）
この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成七年四月一日以後である報告書から適用する。ただし、この省令による改正後の様式第一の1の第1表から第5表までの規定中公衆電話及び簡易型携帯電話に係る部分並びに様式第二の規定中簡易型携帯電話に係る部分については、報告期限が平成八年四月一日以後である報告書から適用する。

附 則（平成七年一二月四日郵政省令第八四号）
この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成八年四月一日以降である報告書から適用する。

附 則（平成一〇年四月三〇日郵政省令第四一〇号）
1 この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成十年四月一日以降である報告書から適用する。ただし、この省令による改正後の様式第六及び様式第七については、報告期限が平成十一年一月一日以後である報告書から適用する。

2 第二種電気通信事業者で特別の事情のあるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定

める様式によらないで報告書を提出することができる。

附 則（平成一〇年一二月二五日郵政省令第一二二号）抄
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年九月一一日郵政省令第五二二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年九月二七日郵政省令第六〇〇号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年八月二四日総務省令第一一二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年一一月二九日総務省令第一四九号）
（施行期日）
第一条 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十二号）の施行の日（平成十三年十一月三十日）から施行し、施行の日以後終了する事業年度から適用する。

（経過措置）
第二条 この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新省令」という。）第三條第一項に規定する電気通信事業者は、平成十二年度に係る同項の規定による書面等をこの省令の施行の日から十日以内に提出しなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定により書面等を提出しなければならない電気通信事業者が平成十二年四月一日からこの省令の施行の日までの間にされた合併後に存続した法人又は当該合併により設立された法人である場合は、当該合併により消滅した法人（当該消滅した法人がその間にされた他の合併後に存続した法人又は当該他の合併により設立された法人である場合は、当該他の合併により消滅した法人を含む。）に関する同項の規定による書面等をあわせて提出しなければならない。

附 則（平成一四年一〇月一七日総務省令第一〇八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年三月二二日総務省令第四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。（電気通信事業報告規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下この条において「新報告規則」という。）の規定は、施行日以後の事項に関する報告について適用し、施行日前の事項に関する報告については、なお従前の例による。ただし、新報告規則第三条第一項については、報告期限が施行日以後である報告から適用する。

2 新報告規則第六条の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。

3 この省令の施行前に開始した緊急通報の取扱いは、同条中「その実施前」とあるのは、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令（平成十六年総務省令第四十四号）の施行の日から三月以内」とする。

4 電気通信事業者で特別な事情があるものは、平成十六年九月末までにその旨を総務大臣に届け出て、平成十六年六月末の状況に係る新報告規則第二条第一項の規定による報告をしないことができる。

附 則（平成一七年二月二四日総務省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年九月二二日総務省令第一四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年二月六日総務省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月二四日総務省令第三三三号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。（経過措置）

3 改正後の電気通信事業報告規則第九条の規定は、平成十八年六月末の電気通信番号（新算定規則別表第十一に掲げる電気通信番号をい以下同じ。）に係る報告及び平成十九年一月末以降の電気通信番号に係る報告から適用する。

附 則（平成一九年三月三〇日総務省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成十九年四月一日以降である報告から適用する。

附 則（平成一九年一月二二日総務省令第一三九号）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十年四月一日以降である報告から適用する。ただし、この省令による改正後の様式第二十四については、報告期限が平成二十年七月一日以降である報告から適用する。

附 則（平成二〇年四月二八日総務省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十年七月一日以降である報告から適用する。

附 則（平成二二年一月二二日総務省令第一一〇号）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二二年一月一日以降である報告から適用する。

附 則（平成二二年四月一日総務省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二二年七月一日以降である報告から適用する。

附 則（平成二二年六月一六日総務省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二二年七月一日以降である報告から適用する。

附 則（平成二四年七月二七日総務省令第七七号）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二四年七月一日以降である報告から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行前に開始した災害時優先通信の優先的な取扱いに関するこの省令による改正後の電気通信事業報告規則第七条の二の適用については、同条中「その実施前」とあるのは、「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成二二年総務省令第六十七号）の施行の日から起算して三月を経過する日まで」とし、様式第二十六の二中「災害時優先通信の優先的な取扱いを開始する年月日」を「災害時優先通信の優先的な取扱いを開始した年月日」とする。

附 則（平成二三年四月二七日総務省令第四二号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置等）

5 この省令による改正後の電気通信事業報告規則様式第四については報告期限が平成二十四年四月一日以降である報告から適用し、同規則様式第五については報告期限が平成二十三年十月一日以降である報告から適用する。

附 則（平成二四年七月二二日総務省令第六九号） 抄

1 この省令は、平成二十四年九月一日から施行する。（電気通信事業報告規則の一部改正に伴う経過措置）

6 この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二五年四月一日以後である報告から適用する。ただし、新報告規則第七条の五の規定は、報告期限が平成二六年四月一日以後である報告から適用する。

7 新報告規則第七条の二第二項の規定は、附則第三項の規定により、新設備規則第三十五条の二の二の基準に適合しているものとみなされている事業用電気通信設備に係る報告については適用しない。

附 則（平成二四年七月二七日総務省令第七七号）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二四年十月一日以降である報告から適用する。

附 則（平成二四年二月二二日総務省令第一〇二号） 抄

附 則（平成二五年二月二七日総務省令第九号）

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二五年四月一日以降である報告から適用する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業報告規則（以下「旧報告規則」という。）

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二五年四月一日以降である報告から適用する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業報告規則（以下「旧報告規則」という。）

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二五年四月一日以降である報告から適用する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業報告規則（以下「旧報告規則」という。）

則」という。）第一条第二項第十一号に規定する携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス又は同項第十三号に規定する三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスに係る改正前の電気通信事業法施行規則（以下「旧施行規則」という。）様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第六号に規定するインターネット接続サービスに係るこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。

3 この省令の施行の際現に旧報告規則第一条第二項第十二号に規定する携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス又は同項第十四号に規定する三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスに係る旧施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第十一号に規定する携帯電話・PHSアクセスサービスに係る新施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。

4 この省令の施行の際現に旧報告規則第一条第二項第十四号に規定する三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスに係る旧施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第十二号に規定する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る新施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。

5 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第五号に規定する衛星移動通信サービス及び衛星アクセスサービスを提供している者は、新施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

6 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第十一号に規定する携帯電話・PHSアクセスサービスを提供している者（附則第三項に規定する者を除く。）又は同条第二項第十二号に規定する三・九世代携帯電話アクセスサービスを提供している者（附則第四項に規定する者を除く。）は、新施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

附 則（平成二五年九月一〇日総務省令第八七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業報告規則（以下「旧報告規則」という。）

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二五年四月一日以降である報告から適用する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業報告規則（以下「旧報告規則」という。）

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二五年四月一日以降である報告から適用する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業報告規則（以下「旧報告規則」という。）

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二五年四月一日以降である報告から適用する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業報告規則（以下「旧報告規則」という。）

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二五年四月一日以降である報告から適用する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業報告規則（以下「旧報告規則」という。）

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十八年四月一日以降である報告から適用する。

第三号 抄
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、報告期限が平成二十八年四月一日以降である報告から適用する。

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十八年四月一日以降である報告から適用する。

第三〇号 抄
(施行期日)

1 この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が施行日以後である報告から適用する。

22 その一端が新施行規則第四条の四第一項第二号に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無

通信事業者は、前報告年度（電気通信事業報告規則第一条第二項第一号に規定する報告年度をいう。）及び前々報告年度に係る同令第三条第二項の規定による書面等を施行日から一月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

23 附則第二十一項の規定にかかわらず、その一

端が新施行規則第四條の四第一項第二号に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者は、前報告年度に係る新報告規則第四條の規定による書面等を施行日から三月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十八年十月一日（この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則

則」という。）第四条の六第二項の規定については、平成二十八年六月一日以降である報告から適用する。

2 報告期限が平成二十八年十月末の報告をするまでの間における新報告規則第四条の六第一項の規定の適用については、同項中「毎四半期末における契約数」とあるのは「平成二十八年三月末における契約数」と、「毎四半期経過後一月以内」とあるのは「同年六月末」と、「当該毎四半期末」とあるのは「同年五月末」とする。

3 報告期限が平成二十九年二月末の報告をするまでの間における新報告規則第四条の六第二項の規定の適用については、同項中「様式第二二三の十」とあるのは、「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第五十九号）附則様式」とする。

様式

[illegible]

注1 サービスの提供と関係する記事等の内容ごとくに整理すること。なお、由緒等により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の欄に当該区分を特定するに足りる事項を記載し、整理することとする。

注2 創設契約とは、売買契約及び更新契約以外の契約をいう。

注3 記載すべき事項がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

注4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

の規定に基づき、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）第四条の五第一項第十一号及び第十二号に定める事項を新報告規則の施行後遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。ただし、この省令の施行の際、新報告規則第四条の五第十一号及び第十二号に定める事項を総務大臣に提出している場合は、この限りではない。

附則（平成三〇年三月一九日総務省令第九号）

る。ただし、第二條の規定は、公布の日から起算して、最初の各号に掲げる様式は、報告期限が当該各号に掲げる日以降である報告から適用する。

三、様式第八、様式第八の二、様式第八の三、様式第十三、様式第十五の二、様式第十五の三、様式第十五の三の二、様式第十五の四、様式第十五の五、様式第二十三の九、様式第二十三の十及び様式第二十三の十一 平成三十年四月一日

2 この省令の施行の際現に新報告規則第一条第

通信事業法施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

が平成三十年七月一日以降である報告から適用する。

第一条 この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日（附則第三条において「施行

前項に規定するもののほか、第一種指定電気

機能とみなす。

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

日（様式第二十八第三表については、令和
平四月一日）以後である報告から適用し、同
前の報告については、なお従前の例による。
附 則（令和元年六月二七日総務省令第
一八号）

下一新報告規則」という）の規定は、報告期限が令和元年七月一日以降である報告から適用する。ただし、新報告規則様式第三十は、報告期限が同年十月一日以降である報告から適用する。

者は、平成三十一年三月末の中古の移動端末設備の代替機等での利用台数及び在庫台数について、令和二年六月末までに、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の施行の日（令和元年十月一日）から施行し、報告期限が令和二年六月一日以降である報告から適用する。

1 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の施行の日（令和元年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

則の規定は、施行日以後の事項に関する報告について適用し、施行日前の事項に関する報告については、なお従前の例による。

附 則（令和元年九月二七日総務省令第 四五号） 抄

この省令は、令和元年十二月二十四日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年二月二七日総務省令第七一号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令

月一日以降である報告から適用する。

附則（令和二年一月二七日総務省令第三号）

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正後の電気通信事業報告規則第一条第二項第十四

号の二に規定する全国BWAアクセスサービス又は同項第十四号の三に規定する地域BWAアクセスサービスを提供している電気通信事業者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

附 則（令和二年九月二十九日総務省令第三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年二月二三日総務省令第二十二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月一五日総務省令第二〇号）
この省令は、令和三年四月一日から施行し、報告期限が令和四年四月一日以降である報告から適用する。

附 則（令和三年三月一五日総務省令第二一号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月一九日総務省令第二三号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年二月二八日総務省令第七号）抄
（施行期日）
1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年六月三〇日総務省令第四三三号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（令和四年九月八日総務省令第六一号）
この省令は、令和五年一月一日から施行し、報告期限が令和五年四月一日以降である報告から適用する。

附 則（令和五年一月一六日総務省令第二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行

の日（令和五年六月十六日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条
4 この省令の施行の際現に電気通信事業者又は法第六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（次項において「第三号事業」という。）を営む者である者に対する第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「毎報告年度経過後」とあるのは「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年総務省令第二号）の施行の日から起算して」と、「当該報告年度」とあるのは「当該日を含む報告年度の前報告年度」と、「報告年度」とあるのは「当該前報告年度」と、「該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である」とあるのは「第一号に掲げる区分に該当する」とする。

5 前項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第二条第三項ただし書又は第四項ただし書の規定により、その提供する電気通信役務について同条第三項又は第四項の規定による報告を要しないこととされた電気通信事業者又は第三号事業を営む者については、この省令の施行の日を含む報告年度の前報告年度に係る同条第三項又は第四項の規定による報告として、当該電気通信役務について同条第三項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をしたものとみなす。

附 則（令和五年二月二二日総務省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（令和五年四月二七日総務省令第四二二号）抄
（施行期日）
1 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。（経過措置）

4 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であって、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの（第二種指定電

気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）は、この省令の施行の際現に電気通信事業報告規則第四条の九の規定により報告している事項について、この省令による改正後の電気通信事業報告規則第四条の九の規定に合致させるため、この省令の施行後遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。ただし、この省令の施行の際、同条に定める事項を総務大臣に提出している場合は、この限りでない。

附 則（令和五年五月一九日総務省令第四六号）
この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

附 則（令和五年六月二日総務省令第五一号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（次条第五項において「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（次条第一項及び第二項において「新施行規則」という。）第十四条の三、第三項の規定は令和五年十月一日から適用し、第四条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第一条第二項第九号の二及び第二十六号並びに様式十、様式十の二、様式十二、様式十二の二、様式十二の三、様式十三及び様式十三の二の規定は報告期限が同年七月一日以降である報告から適用する。

附 則（令和五年二月二六日総務省令第九八号）
この省令は、公布の日から施行し、報告期限が令和六年一月一日以降である報告から適用する。

別表 電気通信役務の種類（第四条の六関係）
一 仮想移動電気通信サービス以外の携帯電話端末サービスの役務（その提供に先立つて対価の全部を受領するものを除く。次号から第四号までにおいて同じ。）
二 仮想移動電気通信サービス以外の無線インターネット専用サービスの役務
三 仮想移動電気通信サービスの携帯電話端末サービスの役務
四 仮想移動電気通信サービスである無線インターネット専用サービスの役務であって、その提供に関する契約に、その変更又は解除を

することができず期間の制限及びそれに反した場合の違約金（その額がその利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の額を超えるものに限る。）の定めがあるもの
五 F T Hアクセスサービス
六 C A T Vアクセスサービス
七 第五号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備又は前号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる備考第七号に規定する電気通信設備を用いて提供されるインターネット接続サービス

八 第十号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、その利用者がその契約を解除する場合において当該電気通信役務の提供に関する契約を解除しないことができるもの
九 電話（アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第三号に規定するものをいう。）を用いて提供する音声伝送役務に限る。）及び総合デジタル通信サービスの役務

十 D S Lアクセスサービス
十一 P H S端末サービスの役務
十二 公衆無線LANアクセスサービス
十三 F W Aアクセスサービス
十四 I P電話サービス

十五 第一号から第四号までに掲げる役務であつて、その提供に先立つて対価の全部を受領するもの
十六 前号に掲げるもののほか、第三号及び第四号に掲げる役務以外の仮想移動電気通信サービスの役務
十七 第一号から第四号まで、第七号及び第八号並びに第十一号、第十五号及び前号に掲げる役務以外のインターネット接続サービスの役務

備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
一 携帯電話端末サービス 携帯電話の役務（次号に掲げる役務を除く。以下この号において同じ。）及び携帯電話端末からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（以下「無線端末系伝送路設備」という。）（その一端がプラウザを搭載した携帯電話端末

）

）

）

）

）

）

）

）

と接続されるものに限る。）及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。）の役務

二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八、第四十九条の二十九若しくは第四十九条の二十九の二で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

三 仮想移動電気通信サービス 移動端末設備（無線利用者設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、無線端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）

四 PHS端末サービス PHSの役務及びPHS端末からのインターネット接続サービス（無線端末系伝送路設備（その一端がブラウザを搭載したPHS端末と接続されるものに限る。）及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。）の役務

五 DSLアクセスサービス アナログ信号伝送用の端末系伝送路設備にデジタル加入者回線アクセス多重化装置を接続してインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

六 FTTHアクセスサービス その全ての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）

七 CATVアクセスサービス 有線テレビジョン放送施設（放送法（昭和二十五年法律第三百十二号）第二条第三号に規定する一般放送のうち、同条第十八号に規定するテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備（再放送を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）及びこれに接続される受信設備をいう。）の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（前号に掲げる役務であるものを除く。）

八 公衆無線LANアクセスサービス 無線端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（携帯電話端末サービスの、無線インターネット専用サービス及びPHS端末サービスの役務を除く。）

九 FWAアクセスサービス その全部又は一部が無線設備（固定して使用される無線局に係るものに限る。以下この号において同じ。）により構成される端末系伝送路設備（その一部が無線設備により構成される場合は利用者の電気通信設備（電気通信事業者が設置する電気通信設備であつて、共同住宅等内に設置されるものを含む。）と接続される一端が無線であるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務

十 IP電話サービス 端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務

十一 インターネット接続サービス インターネットへの接続を可能とする電気通信役務

様式第1（第2条第1項関係）

様式第1（第2条第1項関係）
第1表

電気通信設備利用許可申請書 第1表					
サービスの種類、加入電話番号（場合によってはサービス名）					
サービスの種類 （インターネットサービス）	区	区	区	区	区
加入電話番号 （加入電話番号）	事務用	住宅用	区分なし	区分なし	区分なし

（注） 1 加入電話番号は加入サービス名と併せて記載すること。
2 結合サービス（複数サービスにわたって記載する場合）には、インターネットの接続に
ては記載すること。
3 契約の範囲において事務用及び住宅用の区分がある場合には、「事務用」の欄及び
「住宅用」の欄に分けて記載すること。なお、当該区分がない場合には「区分なし」
の欄に記載すること。
4 記載する「サービスの種類及びインターネットの接続」の欄に記載、等を適宜増
減すること。
5 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

第2表

電気通信設備利用許可申請書 第2表					
サービスの種類、加入電話番号（場合によってはサービス名）					
サービスの種類 （インターネットサービス）	区	区	区	区	区
加入電話番号 （加入電話番号）	事務用	住宅用	区分なし	区分なし	区分なし

様式第1（第2条第1項関係）
第2表

電気通信設備利用許可申請書 第2表					
サービスの種類、加入電話番号（場合によってはサービス名）					
サービスの種類 （インターネットサービス）	区	区	区	区	区
加入電話番号 （加入電話番号）	事務用	住宅用	区分なし	区分なし	区分なし

（注） 1 加入電話番号は加入サービス名と併せて記載すること。
2 結合サービス（複数サービスにわたって記載する場合）には、インターネットの接続に
ては記載すること。
3 契約の範囲において事務用及び住宅用の区分がある場合には、「事務用」の欄及び
「住宅用」の欄に分けて記載すること。なお、当該区分がない場合には「区分なし」の欄に
記載すること。
4 記載する「サービスの種類及びインターネットの接続」の欄に記載、等を適宜増
減すること。
5 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

樣式第2(第2条第1項関係)

[illegible]

- [illegible]

- 7 「商店施設及びその周辺」の欄には、コンビニエンスストア、百貨店その他小売店舗及びそれらの周辺に設置している公共電話機について、屋内外及び見外ごとに台数を記載すること。
- 8 「その他」の欄には、「駅等及びその周辺」、「公共施設及びその周辺」、「医療施設及びその周辺」、「警察機関及びその周辺」には「公共電話及びその周辺」以外に設置している公共電話機について、屋内外及び見外ごとに台数を記載すること。
- 9 「第一種公共電話機以外」の欄には、第一種公共電話機以外の公共電話機（電気通信事業法施行規則第14条第2項の二に掲げる電気通信設備で用いる電話機を除く。）について、屋内外及び見外ごとに台数を記載すること。
- 10 記載する都道府県の数に限り、項を適宜変更すること。
- 11 用紙の大きさは、日本標準規格A4用紙とすること。

第二章

電氣設備及資訊設備的採購報告

部運科表資010002表

99年3月31日現在

4-1-10之採購：電氣設備及資訊設備採購報告(1)表資0101-1(電子設備及資訊設備)

圖表標題：

部運科表	區 分					
	總額出資		部運科表資-動態設備		合計	
	原出資	回饋數	原出資	回饋數	原出資	回饋數
合 計						

- (注) 電気通信事業法施行規則第14条第2号の二に掲げる電気通信設備で用いる電話機を設置している避難所等が設置及び管理の責務について記載すること。
- ② 「都道府県」の欄に記載する都道府県の略称は、日本電気規格都道府県コードの番号の略称によること。
- ③ 避難所は、災害予防基本法(昭和39年法律第225号)第49条の7第1項の規定により指定された指定避難所その他の同項に規定する避難所をいう。
- ④ 被災関係者一時滞在施設とは、災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。
- ⑤ 記載する都道府県の欄に、項を適宜増減すること。
- ⑥ 用紙の大きさは、日本電気規格A4(4号)とすること。

様式第3(第2条第1項関係)

第1表

電気通信設備等の固定資産
部価別取得の数

年 月 日現在

サービスの種類

事業年度

部 価 別 数	数 的 数
合 計	
歩 率 等 項	

- [illegible]

[illegible]

1) 自ら所有する携帯電話やPDAに近接した無線通信機器をサービスを提供する無線通信システムは、この場合において「無線機」といわれることに配慮することとする。携帯電話機、三九一型携帯電話機やシステムを使用する携帯電話機(携帯電話機の内装とすると)、直近の無線通信システムを使用する携帯電話機(携帯電話機の内装とすると)。及びPDAとこれに接続するシステム。

2) 三九一型携帯電話機やシステムを使用する携帯電話機の内装については、三九一型携帯電話機やシステムを使用する携帯電話機及び三九一型携帯電話機やシステムを使用する無線通信システムに近接して使用することとする。

3) 契約の形態は、自らの所有する無線通信システムに係る契約のうち、自らの所有する無線通信システムに係るものに該当するものとする。また、同一契約で複数の契約を保有する契約形態の場合、当該無線通信システムに近接して使用するものとする。

4) 契約の内容は、「接続に必要となる機器」については、自らの所有する同様の機器をW-CDMA無線通信システムに近接して使用することにより提供されるものとする。

5) 契約の内容は、「PDAであること」については、携帯電話機、PDA又はPDAとシステムに近接した機器とを接続して無線通信が可能なこととする。以下、これら

[illegible][illegible]

電気通信役務利用の増減に関する
帳簿管理表(電気通信の部)

サービスの種類 電気通信

事業年度

年3月31日現在

勘定科目	サービスの増減
合 計	

- 注) 機内電話（電気通信事業法施行規則第6条第1号）等に關する機密が行う業務の遂行を爲すために發行することとした加入電話、総合サービス、通話サービス、I・F電話、機内電話又はF・H Sを含む。以下同様。）について、サービスとの類似点とに記述すること。
- ①「郵便貯蓄」の欄に記載する郵便貯蓄の順序は、日本郵便株式会社郵便局コードの番号の順序とする。
- ②記載する郵便貯蓄及びサービスの種類の数に依り、項目及び種別を適宜増減すること。
- ③用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とする。

- 注1 優先電報について、電気通信事業法施行規則第96条第1号に掲げる後掲ごとに記載すること。
- 2 「新潟県」の欄に記載する新潟県庁の順序は、日本産業規格JIS X 001「コード」の番号の順序によること。
- 3 記載する新潟県庁及び機関の略に並び、項及び欄を適宜増減すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

[illegible]

- (注) 1 「電通法(電気通信事業法)第101条第1号に於ける電通事業者に於ける」のために電通事業者に付与される電通事業番号の数を記載すること。
- 2 他の電通事業番号に対し、知照電通番号を提供している場合は、当該知照電通事業番号が最終利用者に付与される電通通話番号の数をその利用として与えること。
- 3 番号ポータビリティ(機能利用してサービスを異にする)の場合には、「番号事項」の欄に記載する電通事業者の数を記載すること。
- 4 出社に際してそのほか、登記すべき事実がある場合は、「番号事項」の項その他の内容に記載すること。
- 5 「電話番号」の欄に記載する電話番号の数は、日本電気株式会社電通コードの番号の順序によること。
- 6 記載する電話番号の数は1行、最多で11桁であること。
- 7 国庫の資金金は、日本電気株式会社に貸渡されたものであること。

様式第5の2（第3条第1項関係）（令3第4号令23・第3号）

- 2) ワイヤレス伝送電路のために登録用周波数に付与されている電波識別番号の数を記載すること。
- 3) 伝送すべき信号がある場合には、「信号事項」の項にその符号を記載すること。
- 3) 「報道内容」の欄に記載する報道内容の順序は、日本産業規格報道内容コードの番号の順序によること。
- 4) 記載する報道内容の数に応じて、項を適宜増減すること。
- 5) 用語の大きさには、日本産業規格 A 例 4 を準ずること。

[illegible]

6. 事業の遂行に必要なサービスと経費を算定すること。
7. 継続的な契約の更新をセブシの提供の更新のために提供するサービス（プリペイドカードにより課金を行うサービスを含む）の契約数は記載しないこと。
8. 買戻し後の在庫数の契約により算定されるサービスの利用可能日数と価格のようにより、オプションを契約することにより得るオプションと同等の利益が可能な場合にセブシの利益と顧客と両方の利益に上乗せすること。
9. 従業員がセブシの提供に関係するITシステムサービスから継続した関係に付いたインテグレーション、継続サービス契約の更新等（※参考事項）の場合にそのITシステムサービスに提供する電気通信設備に記録すること。
10. 買戻し及び売戻しに発生するもの、買戻すべき事情がある場合は、「※参考事項」の項とその内容に記載すること。
11. 利用状況の公表は、日本国家標準JIS A 4 1番とすること。

④ 光電計測の電圧検出部を調整して実測する下すPT用アクセサリー及び③の電圧検出部を調整して実測する下すPT用アクセサリーと③との電圧検出部を接続して実測する下すPT用アクセサリーとは別測とする。

⑤ 給電電圧変動事業所にて、同電圧変動設備を接続している場合（共同使用に付しVDR1設備との電圧変動設備を併用している）は、同電圧変動設備を全て検出している場合とする。以下この様式において、 には、給電電圧変動事業所が当該電圧変動設備を管理して維持する役割を担う役割として記す。なお、給電電圧変動事業所の設備を、給電電圧変動事業所の管内のみにて、あるいは一部郡市町村に限定する場合に、当該事業所を2つ以上の契約会社と共有すること、当該電圧変動事業の設備と当該郡市町村によるものとの兼ね合いをいふものと、 の欄に「事業所」の欄に当該電圧変動事業の役割の割合を記載すること。

様式第7
(第2条第1項関係)

② ①の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合に該当すること。

③ ①の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合であつて、提供する卸電気通信役務が他の電気通信事業者から提供を受ける卸電気

注1 別名事業主とは、権利対事業主としてFETアブストラクシオンの提供を受ける電気通信事業者をいう。

注2 別名事業主とは、権利対事業主がFETアブストラクシオンを提供する電気通信事業者をいう。

注3 別名事業主の別名契約とは、別名契約については、別名事業主から提供を受ける場合は、別名事業主を顧客とすること、権利対別名事業主が提供を受ける場合は、別名事業主と顧客の数の異なるものに区分すること、また、「権利対別名事業主の別名契約」については、権利対事業主と権利対別名事業主としてFETアブストラクシオンの提供（別名提供）に連動してV-D.L線路その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの又は共同利用電柱等（V-D.L線路その他の電気通信設備を用いるもの）ごとに区別される。

様式第11（第2条第1項関係）

様式第12の2（第2条第1項関係）

(注) 一 一の財物に対する毀損を保存する契約行動の場合には、当該毀損額を契約代として帰せよとする。

二 他の買主と買主事業体に対し、買収後買主役務を遂行している場合には、当該買収後事業体の買収による自らの救済として与えること。

三 該買主もジョーモ向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約的効果を記載すること。

四 売却財産目録により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約的効果を記載すること。

五 図3及び図4に定めるもののほか、図3及び図4に定める事項がある場合には、「参考事項」の項にその旨を記載すること。

六 用語の定義は、日本企業買収ガイドラインとすること。

(注) 関係事項等において規定するサービスの提供方法とに照準すると、

- 1 一の契約で複数のサービスを提供する場合は、当該複数のサービスを別表として掲げる。
- 2 何らかの理由で事業者により、規定の方法を提供している場合は、当該提供方法を別表として掲げる。
- 3 三九一四年度契約でサービスとして提供される五年度契約でサービスとして提供されている場合には、当該契約に定めるものとする。
- 4 通常のサービス外に付随してサービスが提供される場合は、「参考事項」の「(注)1」に規定する「参考事項」及び「(注)2」に規定する「参考事項」に照準して記載することとする。
- 5 三九一四年度契約と関係のある場合は、その関係について、その別表に記載することとする。
- 6 三九一四年度契約でサービスとして提供される三九一五年度契約でサービスとして提供されている場合には、「参考事項」の「(注)3」に規定する「参考事項」に照準して記載することとする。
- 7 注及び注に定めらるるもののほか、注及び注に定めらるるものとは、「参考事項」の項にその内容を記載することとする。
- 8 用紙の大きさは、日本規格規格A4とすることとする。

図 1 のように整理されている。以下、図 1 の各部分について説明する。

- 1 一つの契約の履行の義務を有する当事者の組合は、当該契約を法的なものとして取り替えること。
- 2 当該契約は当事者事業に限り、加えて通信設備を提供している場合には、当該契約を法的なものとして取り替えることができる。
- 3 第五代移動通信システムを全国に提供している事業者は、「参事事項」に、第五代移動通信システムに関する事項を記載する第五代移動通信システム法を適用する事業者欄において(法的なものに)細区分がある場合には、その細区分に、その契約の数を記載すること。
- 4 第五代移動通信システムを全国に提供するプライベートブランドブロードバンドサービスを提供している事業者は、「参事事項」欄の(法的なもの)に記載すること。
- 5 第五代移動通信システムを全国に提供しない事業者が参事事項がある場合には、「参事事項」欄の(法的なもの)に記載すること。
- 6 上記の内容を記載すること。
- 7 利用の拡大は、日本電報規程規則に基づきすること。

様式第12の3（第2条第1項関係）

電圧

電気通信設備の保守点検報告書	
都道府県別報告書	
年 月 日現在	
サービス名(略称) サービス番号(サービスID)	
事業者名 法人番号	
都 道 府 県	報 告 部 局
合 計	
参 考 欄 外	

注1 契約数には、継続的な契約関係を有する期間中の継続契約をすべて提供するサービス（プライドサービス）により機会を行うサービスを含む。この契約数は左記のものとする。

2 一の契約で複数の設備を保有する契約形態の場合は、当該設備数を契約数として報告すること。

3 他の電気通信事業者に対し、当該電気通信設備を提供している場合には、当該電気通信事業者の設備数と左記の設備数として表示すること。なお、当該電気通信事業者の設備数を、当該電気通信事業者の業務者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該電気通信事業者に対し、当該電気通信設備を提供している場合には、注3の設備に基づき当該電気通信事業者の設備数を左記の設備数として表示しているものと見做すこと。

4 他の電気通信事業者に対し、当該電気通信設備を提供している場合には、注3の設備に基づき当該電気通信事業者の設備数を左記の設備数として表示しているものと見做すこと。

5 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄にその契約数を記載すること。

6 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄にその契約数を記載すること。

7 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄にその契約数を記載すること。

8 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の欄に当該設備数を記載すること。

9 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄に当該設備数を記載すること。

注10 注4の注までで定められるもののほか、追加すべき事項がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

注11 設備数、の欄に記載する設備数は、日本電気通信設備保有サービスの保有の範囲によること。

注12 設備数が都道府県別に定額、等を記載すること。

注13 設備の大きさは、日本電気通信設備保有サービスとする。

電圧

電気通信設備の保守点検報告書	
都道府県別報告書	
年 月 日現在	
サービス名(略称) サービス番号(サービスID)	
事業者名 法人番号	
都 道 府 県	報 告 部 局
合 計	
参 考 欄 外	
注1 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。	

注2 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

注3 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

注4 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

注5 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

注6 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

注7 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

注8 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

注9 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

注10 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

注11 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

注12 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

注13 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

様式第13（第2条第1項関係）

電圧

電気通信設備の保守点検報告書	
都道府県別報告書	
年 月 日現在	
サービス名(略称) サービス番号(サービスID)	
事業者名 法人番号	
都 道 府 県	報 告 部 局
合 計	
参 考 欄 外	

注1 契約数には、継続的な契約関係を有する期間中の継続契約をすべて提供するサービス（プライドサービス）により機会を行うサービスを含む。この契約数は左記のものとする。

2 一の契約で複数の設備を保有する契約形態の場合は、当該設備数を契約数として報告すること。

3 他の電気通信事業者に対し、当該電気通信設備を提供している場合には、当該電気通信事業者の設備数と左記の設備数として表示すること。なお、当該電気通信事業者の設備数を、当該電気通信事業者の業務者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該電気通信事業者に対し、当該電気通信設備を提供している場合には、注3の設備に基づき当該電気通信事業者の設備数を左記の設備数として表示しているものと見做すこと。

4 他の電気通信事業者に対し、当該電気通信設備を提供している場合には、注3の設備に基づき当該電気通信事業者の設備数を左記の設備数として表示しているものと見做すこと。

5 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄にその契約数を記載すること。

6 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄にその契約数を記載すること。

7 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄にその契約数を記載すること。

8 定額制料金により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の欄に当該設備数を記載すること。

9 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄に当該設備数を記載すること。

10 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄に当該設備数を記載すること。

11 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄に当該設備数を記載すること。

12 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄に当該設備数を記載すること。

13 サービス提供開始以降で新規に当該設備を提供しているものがある場合には、「参考事項」の欄に当該設備数を記載すること。

[illegible]

様式第18の3（第2全巻1項関係）（令2第46号・第30）

第1表

観光滞在客統計の申込受理自治体 都道府県別動向の数	
	年 月 日現在
<u>サービスの種類、自然等管理入アセスメントサービス</u>	
事業年度 法人番号	
都 道 府 県	契 約 数
合 計	
参 考 事 項	

- [illegible]

- 項に当該数値を記載すること。
- 8 第4項の注7までに定めるもののほか、に記載すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 「製造履歴」の欄に記載する製造履歴の順序は、日本産業機械製造見本ワードの番号の順序によること。
- 10 記載する製造履歴の数に応じて、項を適宜増減すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業機械見本4号とすること。

電氣過渡役務期間的零狀況報告 關的數量	
1	2
3	4
5	6
7	8
9	10
11	12
13	14
15	16
17	18
19	20
21	22
23	24
25	26
27	28
29	30
31	32
33	34
35	36
37	38
39	40
41	42
43	44
45	46
47	48
49	50
51	52
53	54
55	56
57	58
59	60
61	62
63	64
65	66
67	68
69	70
71	72
73	74
75	76
77	78
79	80
81	82
83	84
85	86
87	88
89	90
91	92
93	94
95	96
97	98
99	100

サービスの種類 自衛隊等入国支障サービス		年 月	日現在
		事業番号	
		法人番号	
1. 契約先			
契約	契約事項	契約内容	
契	約		
継続してあるMYNO			
MYNOであるMYNO			
契約の終了日以前であるMYNO			
※ 備考			
継続してあるMYNO			
MYNOであるMYNO			
※ 備考			
2 MYNOの事業番号及び法人番号			
契約の終了日以前であるMYNO		契約の終了3ヶ月前であるMYNO	
事業番号	法人番号	事業番号	法人番号

- 注1) 自ら提供する自然等BWAアクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下この表において「MVNO」という。）がある場合に記載すること。

- 注1 契約については、最近の契約締結状況を各当事国の制度及び契約締結の手段（サービス）についてあらかじめより関係を行うサービスを含む。）の契約の旨をいふものとする。
- 注2 契約の数は、自ら設置した公衆電話局とN/Aアクセスサービスに接続する契約数を算入することとする。
- 注3 他の電気通信事業者に対して、電気通信設備の提供又は電気通信設備の接続に自ら設置した設備を提供している場合は、「[参考事項]」の欄に提供している基地局の数を記載することとする。
- 注4 他の電気通信事業者から、電気通信設備の提供又は電気通信設備の接続に自ら基地局の提供を受けている場合は、「[参考事項]」の欄に提供を受けている基地局の数を記載することとする。
- 注5 注3及び注4に定めるもののほか、注3若しくは4の事項がともに該当し、「[参考事項]」の欄にその内容を記載することとする。
- 注6 国境の大きさとは、日本国憲法第4条4番とすることとする。

[illegible]

電気通信伝送契約等成立報告書

端末回線数

年 月 日現在

サービスの種類

事業者名

国内端末回線数	国際端末回線数
備考事項	

- ① 「基地局料」の項には、自ら設置した電波送信設備を用いる基地局の敷料を記載すること。
 ② 電波送信設備の設置に際して、電波伝送設備の敷料の他に電波伝送設備の設置によりおこなわれる事業に必要とする場合は、「障害予防費」の項に電波伝送設備事業の敷料として記載すること。
 ③ 他の電波伝送設備事業者から、電波伝送設備の敷料又は電波伝送設備の維持に要するメンテナンスやサービスに係る費用の提供を受けている場合は、「障害予防費」の項に電波伝送設備の敷料として記載を受ける。

図1「供電事業者等」の欄には、個別の届出を必要とする電気供給事業者サービスの提供に当たり、自ら電気供給設備を電気供給設備台帳に登録し、又は当該電気供給設備の提供を受けた電気供給事業者の名前を記載すること。

図2 法人番号がない場合については、住所を記載すること。

③「区分」の欄には、個別の届出及び電気事業者等との関係の区分を記載すること。また、①の欄で複数の区分を保有する関係の形態の場合は、当該関係形態を複数の区分として記載すること。

④ 区分のうち、「所加」の欄については、仮想的電気供給サービスを提供する他の電気事業者（以下この条において「所加」という。）に所加し、仮想的電気供給サービスと電気供給サービスとを提供している場合には、その関係を記載すること。

- ⑤ ①のうちの、「既知のコード」の欄については、Eコマースに使用している既知機器のメールアドレスをすべて掲載している場合が多い。これは、そのメールアドレスをすべて公開し、悪用者が悪用するのを防ぐという趣意で掲載していると考えられる。
- ⑥ ①のうちの、「既知のURL」の欄については、Eコマースに使用しているその特定の既知機器の電話番号やメールアドレスを掲載している場合は、その特定の電話番号とメールアドレスを公開していると考えられる。
- ⑦ ①のうちの、「その他」の欄については、「両国」、「両国と海外」、「両国と海外とスマートフォン」及び「既知のURL」のいずれにも属さない既知機器のメールアドレスを掲載している場合が多い。
- ⑧ ②の「既知の機器」欄には、Eコマースに使用しているEコマースアドレスとEコマースアドレスを保持している既知機器のメールアドレスとが追加されている。これらのメールアドレスは既知機器と対応づけることができるべきであるが、Eコマースのメールアドレスと既知機器のメールアドレスが一致しているとは、「既知の機器」欄のEコマースの住所の欄の住所とEコマースの住所とが一致するものとは限らない。
- ⑨ ③の住所の欄には、住所とEコマースの住所とが一致している、「Eコマースの住所」とは異なる住所が記載されている場合が多い。
- ⑩ ④の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ⑪ ⑤のEコマースの住所とEコマースの住所とが一致している。既知機器のメールアドレスとEコマースのメールアドレスとが一致している99999の住所とEコマースの住所とが一致するものが多い。
- ⑫ ⑥の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ⑬ ⑦の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ⑭ ⑧の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ⑮ ⑨の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ⑯ ⑩の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ⑰ ⑪の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ⑱ ⑫の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ⑲ ⑬の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ⑳ ⑭の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㉑ ⑮の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㉒ ⑯の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㉓ ⑰の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㉔ ⑱の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㉕ ⑲の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㉖ ⑳の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㉗ ㉑の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㉘ ㉒の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㉙ ㉓の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㉚ ㉔の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㉛ ㉕の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㉜ ㉖の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㉝ ㉗の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㉞ ㉘の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㉟ ㉙の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㊱ ㉚の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㊲ ㉛の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㊳ ㉜の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㊴ ㉝の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㊵ ㉞の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㊶ ㉟の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㊷ ㊱の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㊸ ㊲の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㊹ ㊳の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㊺ ㊴の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㊻ ㊵の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㊼ ㊶の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㊽ ㊷の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㊾ ㊸の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。
- ㊿ ㊹の住所とEコマースの住所とが一致している場合が多い。

- 注1 「事業名書」の欄には、仮想移動体無線通信サービスを無線通信設備として提供している他の電気通信事業者の名称を記載すること。
- 注2 法人番号がない場合には、住所を記載すること。
- 注3 記載する事業名等の数に限りはない。併列を認めること。
- 注4 出記すべき事柄がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 注5 用紙の大きさは、日本標準規格A4用紙とする。

図1 「電気通信事業法施行規則」第14条(「施行規則」)。同第14条の第1項のイ号に掲げられるもの及び「電気通信事業法施行規則」第14条第2号イに掲げられるもの(横線は、ドイツ電気通信法に基くドイツ連邦の一部分に記述すること、この場合は以下、括弧内)は、当該ドイツ連邦の一部を記述すること、項を追加し変更すること。

① 一の特定の複数のドイツ連邦電気通信法を適用する契約形態の場合は、当該ドイツ連邦電気通信法を契約の条件と表示すること。

② 注すべき事項がある場合には、「多事多端」の欄にその内容を記述すること。

③ 用途の大小及び、市場の競争状況と表示すること。

様式第15の3の2（第2条第1項関係）

様式第15の4（第2条第1項関係）

様式第15の5（第2条第2項関係）（印の箇所を記入し、添付書類を提出し、郵送提出可）
印付、印の添付あり・添付なしのいずれかで、必要事項を記入し、郵送提出可

電気通信事業者の届出事項	
届出事項	
サービスの種類	事業者名
サービス名	サービス名
サービス名	サービス名
サービス名	サービス名

注1 契約書には、継続的な契約期間を有する契約の締結期日として表示するサービス（フリードロードにより機会を付与するサービスを含む。）の契約の締結期日を含むこととする。

注2 記載すべき事項がある場合には、「重要事項」の欄にその内容も記載すること。

注3 掲載のときは、日本経済新聞に掲載することとする。

様式第15の6（第2条第3項及び第4項関係）
電気通信事業者の届出事項
印付、印の添付あり・添付なしのいずれかで、必要事項を記入し、郵送提出可

電気通信事業者の届出事項	
届出事項	
サービスの種類	事業者名
サービス名	サービス名
サービス名	サービス名
サービス名	サービス名

注1 契約書には、継続的な契約期間を有する契約の締結期日として表示するサービス（フリードロードにより機会を付与するサービスを含む。）の契約の締結期日を含むこととする。

注2 記載すべき事項がある場合には、「重要事項」の欄にその内容も記載することとする。

注3 掲載のときは、日本経済新聞に掲載することとする。

様式第16（第2条第7項関係）
電気通信事業者の届出事項
印付、印の添付あり・添付なしのいずれかで、必要事項を記入し、郵送提出可

電気通信事業者の届出事項	
届出事項	
サービスの種類	事業者名
サービス名	サービス名
サービス名	サービス名
サービス名	サービス名

注1 契約書には、継続的な契約期間を有する契約の締結期日として表示するサービス（フリードロードにより機会を付与するサービスを含む。）の契約の締結期日を含むこととする。

注2 記載すべき事項がある場合には、「重要事項」の欄にその内容も記載することとする。

注3 掲載のときは、日本経済新聞に掲載することとする。

10 報告書等に於ける電気通信事業者の電気通信事業者の届出事項は、継続的な契約期間を有する契約の締結期日として表示するサービス（フリードロードにより機会を付与するサービスを含む。）の契約の締結期日を含むこととする。

11 報告書等に於ける電気通信事業者の電気通信事業者の届出事項は、継続的な契約期間を有する契約の締結期日として表示するサービス（フリードロードにより機会を付与するサービスを含む。）の契約の締結期日を含むこととする。

12 掲載のときは、日本経済新聞に掲載することとする。

[illegible][illegible]

第1表

電気通信設備設置等電気設備
建設回数、建設費等

年度(1月～)
年度(3月～)

サービスの種類、電気通信事業者の提供サービス及びその提供に必要となる電気設備の種類

電気設備の種類

提供開始年月	提供終了年月	提供回数 (回)	建設費 (円)	平均建設費 (円/1回)	注書き
合計					

注1 電気設備(電気通信事業者の提供サービス)とは、電気通信設備(建設)について記載すること。

2 提供年度(提供開始年月)の欄に提供開始年度の提供回数(建設費)を記載し、提供年度(提供終了年月)の欄に提供終了年度の提供回数(建設費)を記載すること。

3 「提供回数」及び「建設費」の欄は、一筆単位として記載すること。

4 「平均建設費」の欄には、(建設費)÷(提供回数)の計算結果を記入して得た数値を記載すること。

5 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第17(第2条第7項関係)

様式第17(第2条第7項関係)

第1表

電気通信設備設置等電気設備
品目別設置回数及び建設費

年度(1月～)
年度(3月～)

サービスの種類、電気通信事業者の提供サービス及びその提供に必要となる電気設備の種類

品目別設置回数及び建設費

品目	設置回数 (回)	建設費 (円)	平均建設費 (円/1回)	注書き
合計				

注1 電気設備(電気通信事業者の提供サービス)とは、電気通信設備(建設)について記載すること。

2 提供年度(提供開始年月)の欄に提供開始年度の提供回数(建設費)を記載し、提供年度(提供終了年月)の欄に提供終了年度の提供回数(建設費)を記載すること。

3 「提供回数」及び「建設費」の欄は、一筆単位として記載すること。

4 「平均建設費」の欄には、(建設費)÷(提供回数)の計算結果を記入して得た数値を記載すること。

5 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

第2表

電気通信設備設置等電気設備
建設回数、建設費等

年度(1月～)
年度(3月～)

サービスの種類、電気通信事業者の提供サービス及びその提供に必要となる電気設備の種類

電気設備の種類

提供開始年月	提供終了年月	提供回数 (回)	建設費 (円)	平均建設費 (円/1回)	注書き
合計					

注1 電気設備(電気通信事業者の提供サービス)とは、電気通信設備(建設)について記載すること。

2 提供年度(提供開始年月)の欄に提供開始年度の提供回数(建設費)を記載し、提供年度(提供終了年月)の欄に提供終了年度の提供回数(建設費)を記載すること。

3 「提供回数」及び「建設費」の欄は、一筆単位として記載すること。

4 「平均建設費」の欄には、(建設費)÷(提供回数)の計算結果を記入して得た数値を記載すること。

5 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

第3表

電気通信設備設置等電気設備
建設回数、建設費等

年度(1月～)
年度(3月～)

サービスの種類、電気通信事業者の提供サービス及びその提供に必要となる電気設備の種類

電気設備の種類

提供開始年月	提供終了年月	提供回数 (回)	建設費 (円)	平均建設費 (円/1回)	注書き
合計					

注1 電気設備(電気通信事業者の提供サービス)とは、電気通信設備(建設)について記載すること。

2 提供年度(提供開始年月)の欄に提供開始年度の提供回数(建設費)を記載し、提供年度(提供終了年月)の欄に提供終了年度の提供回数(建設費)を記載すること。

3 「提供回数」及び「建設費」の欄は、一筆単位として記載すること。

4 「平均建設費」の欄には、(建設費)÷(提供回数)の計算結果を記入して得た数値を記載すること。

5 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

承認させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を記載すること。

9 「取扱対象地」及び「相手方電気通信事業者」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第19
(第2条第8項関係)

様式第20（第2条第8項関係）

サービスの種類

三 三、九一四社移動通話アクセスサービス及び第五世代移動通信アクセスサービスに準拠とすること。

四 三、九一四社移動通話システムを使用する携帯電話の料金について

三、九一四社移動通話システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通話システムを使用する携帯電話を一括して提供している場合には、当該料金を一に値をもつるものとする。

五 「プラン」の欄には、自らが設定する三、九一四社移動通話アクセスサービス又は第五世代移動通話アクセスサービスに係る料金プランについて、定款第 34 条第 1 項第 2 号及び第 35 条第 1 項第 2 号の表に基づいて、定款第 34 条第 1 項第 2 号の表に定める料金区分を記載すること。

「契約的」の属性には、三・先立決定が通過したアクセスサービスは既述の「契約的」属性に三・先立決定の属性に加えて、プラン区分ごとに分類される。

契約的のうち、共有属性に依るものについては、①の共有属性の適体量の区分ごとにその合計数を記載すること。また、共有属性に依る契約的のうち、②は①の同可能な適体量を③の①の適体量に依るものについては、「適体量共有属性」の区分ごとにその合計数を記載すること。

④適体量区分に依る契約的の、「適体量決定事項」以外の各区分の契約的には含めないこと。

⑤住所及び事件が同一である場合は、「事件決定事項」の項にその内容に記載すること。

⑥用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とすること。

年 月 日現在

の一例である。契約の電気通達通知に必要とする契約の開始の通知は、当該契約の履行期をその契約の成立と同時とする。

■ 無償貸渡期間中の電気の無償利用 すでに規定する「エネルギー・技術を用いて電気の電気通達事業を一体として提供している事業」によりは、当該電気の電気通達事業の一の契約の成立と同時とする。

■ 契約外給電（契約外給電を展覧） によりは電気の電気通達事業の一体提供に於ける給電受取電管が利用者に提供することと電気通達事業については、契約の成立の定めが他の契約の成立（1月以上）よりも前となることを記載する。この場合によりは、「非争奪的」の項に、当該電気の電気通達事業の取組を記載し、当該契約の成立を再確認する。

■ 「法人により契約が成立することによって提供されるもの」の項によりは、契約の成立によりは電気の電気通達事業の一体提供による。料金等の条件は、電気の電気通達事業の一体提供によるものとする。

[illegible]

様式第20の4（第2条の3関係）

様式第 20 の 5（第 2 条の 4 関係）（※掲載単位：都庁）

移動電気通信設備に係る移動回線事業者の状況報告				
年度別 四半別				
集計単位				
区分	前	後	前	後
新規契約数	()	()	()	()
番号ポートリタイアによるもの	()	()	()	()
解約回数	()	()	()	()
解約解除数	()	()	()	()
番号ポートリタイアによるもの	()	()	()	()
契約の合計数	()	()	()	()
※備考事項				

- 注1 基地局を設置して「移動電気通信設備を提供している電気通信事業者の設置
移動電気通信サービス（移動電気通信設備に係るものに限る。）を提供して
いる場合は、基地局を設置して提供している移動電気通信設備（基地局を
設置して提供しているもの及び基地局を設置せずに提供しているもの）の二
として提供しているものを示す。）に係るもの及び基地局を設置せずに提供
している移動電気通信設備に係るものとの区別とする。
- 注2 契約の種別（契約の種別を指す。）により他の電気通信事業者から提供を受け
た移動電気通信設備を利用者に提供する場合と電気通信設備については、契約結
束の定めがない及び契約期間が終了し消滅しているものを記載すること。
この場合には、「備考事項」の項に、当該他の電気通信事業者の名称を
記載し、当該契約の契約の数を記載すること。
- 注3 同一契約で複数の区分に該当する場合、右の区分の区別の数を記載
すること。
- 注4 「電気通信設備」の項には、報告対象期間中に新たに移動電気通信設備の設
置に関する契約を締結した数の合計数を記載すること。
- 注5 「契約の種別」の項には、報告対象期間中に移動電気通信設備の提供に
関する契約について当該区分の区分の数を記載すること。
- 注6 「契約解除数」の項には、報告対象期間中に移動電気通信設備の提供に關

- する契約の解除が行われた数の合計数を記載すること。
- 注7 「契約の合計数」の項には、報告対象期間中の報告に用いられる移動電気
通信設備の提供に関する契約の数の合計数を記載すること。
- 注8 前記の注1、注2としてスマートフォンに付して提供することを想定してい
る移動電気通信設備の提供に係るものを記載すること。この場合において、
「備考事項」の項に当該移動電気通信設備の提供に係るものを記載すること。
注9 注1と注2に該当するものの区分、当該サービス事業者がある場合には、「参
考事項」の項にその内容を記載すること。
- 注10 用語の定義は、日本電気規格A444条とする。

様式第 20 の 6（第 2 条の 5 関係）（※掲載単位：都庁）

移動電気通信設備に係る収入状況報告				
年度別 四半別				
集計単位				
区分	前	後	前	後
移動電気通信設備に係る収入	()	()	()	()
番号ポートリタイアによる収入	()	()	()	()
サービス提供回数に係る収入	()	()	()	()
※備考事項				

- 注1 基地局を設置して「移動電気通信設備を提供している電気通信事業者の設置
移動電気通信サービス（移動電気通信設備に係るものに限る。）を提供して
いる場合は、基地局を設置して提供している移動電気通信設備（基地局を
設置して提供しているもの及び基地局を設置せずに提供しているもの）の二
として提供しているものを示す。）に係るもの及び基地局を設置せずに提供
している移動電気通信設備に係るものとの区別とする。
- 注2 契約の種別（契約の種別を指す。）により他の電気通信事業者から提供を受け
た移動電気通信設備を利用者に提供する場合と電気通信設備については、「参
考事項」の項に、当該他の電気通信事業者の名称を記載すること。
- 注3 「番号ポートリタイアによる収入」及び「サービス提供回数に係る収入」の項に
は、報告対象期間中に移動電気通信設備の提供に関する契約により利用者の
から得た収入（移動電気通信設備に係るサービス又はサービス提供回数に
係る収入）を記載すること。
- 注4 前記の注1、注2としてスマートフォンに付して提供することを想定してい
る移動電気通信設備の提供に係るものを記載すること。
- 注5 前記の注1と注2に該当するものの区分、当該サービス事業者がある場合には、「参
考事項」の項にその内容を記載すること。
- 注6 用語の定義は、日本電気規格A444条とする。

様式第 20 の 7（第 2 条の 6 関係）（※掲載単位：都庁）

通信事業者の収入が得る契約の契約状況報告				
年度別 四半別				
集計単位				
1 契約数	区分	契約の種別		
		報告対象期間		報告対象期間外
		報告対象期間		
		報告対象期間		
		報告対象期間		
※備考事項				
2 通信料金	月	契約の種別		
		契約の種別		契約の種別
		契約の種別		
		契約の種別		
		契約の種別		
※備考事項				
3 特定経路の利益	月	契約の種別		
		契約の種別		契約の種別
		契約の種別		
		契約の種別		
		契約の種別		
※備考事項				

注1 「人事分限」の條に記載する事項は、南緯年譜中に同項の条より複製して受け取ることも入りたが、その複製本を原典として、手帳を原典として記載することの都合において、手帳未達の事項を切り捨てて手帳を原典として記載するものとする。

注2 「人事に就き費用」の條に記載する事項は、南緯年譜中に中絶の條で南緯米穀の店に入塾した費用の合計額として、百万兩と記述されたと記載することの都合において、百万兩の金額を切り捨てて萬金と記述するものとする。

注3 「人事分限」の條に記載する事項は、南緯年譜中に記したその年の米穀米穀計として、手帳を原典として記載することの都合において、手帳未達の條を切り捨てて得金と題を記入するものとする。

注4 「節用」に記したところでは「人事分限」する金額は、南緯年譜中にその年の米穀米穀計を原典としたことに基づいてその取組の合計として、百万兩と記述されている。

11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注1 添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、献当額を示すこと。
2 用紙の大きさは、日本建築規格A列4番とすること。

注 1 添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。
注 2 用紙の大きさは、日本建築規格 A 判 4 番とすること。

様式第23の12（第4条の9第5項及び第6項）様式第23の13（第4条の10第1項関係）

注 用紙の大きさは、日本標準規格A列4番とすること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 号とすること。

注1 サービスの創発過程に記載する内容ごとに別表とする。

第2表

建設計画策定に関する契約状況表(報告書)

年 月 日現在

サービスの取扱種類

事業者名
法人番号
電話番号
電子メールアドレス

建設計画が通算された 計画期間の開始年度	建設計画が通算された 計画期間の中止がされた 年度	建設計画が通算された 計画期間の終了がされた 年度

※ 空 欄 事 項

- 注1 サービスの提供開始に際しては必ずしもこの順序通りに進める必要はない。また、当該内容の順に又は任意の順序でサービスの提供を受けることにより発生する場合は、それぞれの内容の区分に、「[検索事項]」の項に当該区分を特定するに足りる事項を記載して記載事項として記載することで行なう。
- 注2 審美的効果、文芸的効果及び美術的効果のいずれかをいう。
- 注3 申請とは、同申請書及び又は著作権者が不十分である等の理由からその申請を出てから、電通省長官が著作権者等の7条1項第5号の申請書類の趣旨と異なるものとする。
- 注4 記載すべき事項が本条第1項「[検索事項]」の項にその内容を記載すること。
- 注5 用紙の大きさは、日本産業規格A4 4番とすること。

個人等実務委託者の名称等に関する開示							年月日
サービスの別表欄							年月日
					事業名		
					法人番号		
					電話番号		
					電子メールアドレス		
取得番号	個人等 実務委託 者の 名称	個人等 実務委託 者の 名称の 略称	個人等 実務委託 者の 名称の 略称	個人等 実務委託 者の 名称の 略称	個人等 実務委託 者の 名称の 略称	取得番号 と する 者の 名称	
注事項							

- [illegible]

第25号の16 (第4条第1項第5号) ④関係国等宛に「通知」を提出するに際して、郵政官署の15第2号「丁」を提出し、4月第4期(第1期)に提出する。

第1表

貸渡所その他の事業所の所在地に関する報告

毎年3月31日現在

事業所名		
法人番号		
通信番号	電気通信事業法施行規則第10条第3項に規定する住所番号をいう。 (以下同じ)	
電話番号	電報・テレホンアドレス	
郵便番号		
貸渡所その他の事業所の所在地	貸渡所その他の事業所の名称	
所在地番号		

- ① 東郷所蔵の「事象の事象の事象」は、刊行前に対して四回に亘り幾度も追補修正の経緯を「東郷所蔵」の巻末に記す。そのうち1947年に掲げた電報は追補修正の経緯の経緯をそのものごとく示している。
- ② 「『事象の事象の事象の事象の事象』は、東郷所蔵の他の『事象の事象の事象』と異なり追補修正、市町村（特別区を含む）名、地名、建物名等について記述する。
- ③ 記述する『事象の事象の事象の事象』に応じて、適宜追補修正する。
- ④ 刊行前の『事象の事象の事象の事象の事象』は、東郷所蔵の他のものに、「『事象の事象の事象の事象の事象』」と記述する。なお、追補修正について、東郷所蔵の他のものに記述して記述することによって追補修正に記述しない場合とは別格とする。
- ⑤ その他追補修正すべき事項がある場合には、「『事象の事象の事象の事象の事象』」の項にその内容を追記する。

株式会社の媒介等業務委託者の名称等に関する事項 サービスの別表欄		年 月 日 現在
事業者名		
法人番号		
届出番号		
業種番号		

-

電子メールアドレス					
西野氏に係る電気通信役務	西野氏との紹介等業務受託者の名称	西野氏に係る電気通信事業者の名称	西野氏との紹介等業務受託者の法人番号	西野氏との紹介等業務受託者の連絡先	西野氏との紹介等業務受託者の届出番号
備考事項					

- [illegible]

様式第26 削除

様式第28（第8条関係）

電気通信番号の使用に関する報告

(日らが指定を受けた番号(00～J)/番号使用状況)

事業者名
加入者名
平成31年3月現在

登録番号又は届出番号

番号区分	番号使用数 $(1) = (2) + (3) + (4) + (5) + (6)$	番号使用数	番号使用数	番号使用数	番号使用数	番号使用数	番号使用数	番号使用数	番号使用数	合計
	(1)うちアナログ電話	(2)うち総合デジタル通信用サービス	(3)うちIP電話	(4)うちワイヤレス固定電話	(5)うちダイヤルイン番用使用電	(6)うち利用者から見えない形で使用されるもの数	うち提供回数	うち転送役の数	うち定期的に使用するものの数	その他に係る番号使用数
合計										

電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号の番号使用数の増加見込みを踏まえて付表的にひつぎごする番号区分の有無
☐あり（番号区分： ）
☒なし

- [illegible]

[illegible]

- 2 「電気通信番号の種別」の欄は、「付加の役務電話番号(0120)」、「付加の役務電話番号(0170)」、「付加の役務電話番号(0180)」、「付加の役務電話番号(0570)」、「付加の役務電話番号(0800)」、「付加の役務電話番号(0990)」、「データ伝送機番電話番号(0200)」

- 「データ伝送携帯電話番号(020C)」、「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(060)」、「IP電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(913DE)」を記載すること。
- 3 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与している電気通信番号(報告対象事業者から加電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供しているものを除く。)の数を記載すること。
- 4 「うち加提供数」の欄は、「番号使用数」及び「番号未使用数」のうち、加電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数をそれぞれ記載すること。
- 5 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。
- 6 「うち永続的に使用予定のないものの数」の欄は、「番号未使用数」のうち、永続的に付与しないものの数を記載すること。
- 7 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、利用者の混乱回避等の観点から付与をしていないものの数を記載すること。
- 8 「番号ポータビリティに係る番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供している電気通信番号の数を記載すること。
- 9 「IPサービスに係る番号使用数」の欄は、電気通信番号規則別表第4号又は第6号に掲げる電気通信番号を同規則別表第7号に掲げるPAC電話番号と同じ電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために使用する場合は当該電気通信番号の数を記載すること。
- 10 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。
- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者(電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。)の氏名又は名称
 - ・当該電気通信事業者の法人番号
 - ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
 - ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表第9号に掲げるDMS1を除く。)
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A判4番とすること。

第3表

電気通信番号の使用に関する報告
(番号ポータビリティ実施状況)

年4月 1 日から
年3月31日まで

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	番号ポータビリティに係るポートイン数	番号ポータビリティに係るポートアウト数		
		うち加電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティに係るポートアウト数を除いた数	うち対面で手続した数	うち電話で手続した数

- [注] 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号、又は同表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号の指定を受けている場合に限り提出すること。
- 1 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(04給-3)」又は「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」を記載すること。
- 2 「番号ポータビリティに係るポートイン数」の欄は、番号ポータビリティにより他の電気通信事業者から報告対象事業者に契約を変更した数を記載すること。
- 3 「番号ポータビリティに係るポートアウト数」の欄は、番号ポータビリティにより報告対象事業者から他の電気通信事業者に契約を変更した数を記載すること。
- 4 注及び注2において、他の電気通信事業者に対し、加電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数を、それぞれ自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数として含めること。

- 6 「電気通信番号の種別」の欄が「音声伝送携帯電話番号(070/080/090)」の場合は、「うち加電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティに係るポートアウト数を除いた数」の欄に記載するとともに、「うち対面で手続した数」、「うち電話で手続した数」及び「うちインターネットで手続した数」の欄に、番号ポータビリティに係るポートアウト数の手続方法ごとのポートアウト数を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A判4番とすること。

電気通信番号の使用に関する報告
(加電気通信役務(利用者設備識別番号)の提供状況)

年4月 1 日から
年3月31日まで

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

加電気事業者名	法人番号	電話番号 提供の状況	加電気事業者の電気通信番号使用計画の認定に関する条約の締結状況	加電気事業者に対する電気通信番号の提供に関する条約の締結状況

- [注] 本様式は、報告対象事業者が、利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表第9号に掲げるDMS1を除く。)を有し、加電気通信役務の提供を行う場合に、当該条約に関する契約状況を記載して提出すること。
- 1 「加電気事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者から加電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者(以下「加電気事業者」という。)について、加電気事業者の氏名又は名称、及び加電気事業者の法人番号をそれぞれに記載するとともに、報告年度中に締結した加電気通信役務の提供に関する契約を締結している加電気事業者については、その締結した条約に下線を付すこと。ただし、法人番号の記載がでない場合には、当該電気通信事業者の氏名を記載すること。
- 2 「電話番号提供の状況」の欄は、加電気事業者に対し、電話番号提供(報知転送又は着信転送)における利用者の設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。)を提供している場合に「○」を記載すること。
- 3 「加電気事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の欄」の欄は、締結した報告の電気通信番号使用計画(加電気通信番号使用計画)の認定状況に「○」を記載すること。
- 4 「加電気事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の欄」の欄は、締結した報告の電気通信番号使用計画(加電気通信番号使用計画)の認定状況に「○」を記載すること。
- 5 「加電気事業者に対する電気通信番号の提供に関する条約の締結状況」の欄は、加電気通信番号の提供に関する条約に「○」を記載すること。
- 6 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。

- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第28の3（第8条関係）

様式第287/3(第8表関係)

電気通信番号の使用に関する報告

(自らが指定を受けていない番号/番号使用状況)

事業者名
法人番号

令和2月31日現在

登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	届出事業 者名	番号使用状況		番号未 使用数	備考	合計
		うち加配 供数	うち電話回 線使用の数			
合計						

- ・当該電気通信事業者の法人番号

- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第28の4（第8条関係）

[illegible]

- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

平仄的組合有64種，這樣式第28個下。甲1的組合有120種，這樣式第29個下。甲2的組合有220種，平仄的組合有2、平2的組合有94種，平2的組合有70種，乙1的組合有5種，乙2的組合有20種，一級改正。

電気分機番号の運用状況調査票		※ 印刷範囲	
事業者 (電番号)			
電気分機番号の運用	全自動回線 付電話機と 専用回線 との接続 ① 番号運用 状況 ② ①と本 表の電 話機番 号とが 一致し てい るもの の比率	電機局の 電 話機番 号と 電 話機番 号とが 一致し てい るもの の比率	電機局の 電 話機番 号と 電 話機番 号とが 一致し てい るもの の比率
1. 固定電話	A B C D E F		
2. 付託回線 (電機 局の 電 話機 番号)	A B C D E F		
3. 専用回線 (電機 局の 電 話機 番号)	700, 800, 900 の3桁 の電 話機 番号		
4. 無回線 (電機 局の 電 話機 番号)	500, 600 の2桁 の電 話機 番号		
5. 特約1 (電機 局の 電 話機 番号)	500, 600 の2桁 の電 話機 番号		
6. 特約2 (電機 局の 電 話機 番号)	400, 500 の2桁 の電 話機 番号		
7. 特約3 (電機 局の 電 話機 番号)	0, 1, 2, 3, 4 の5桁 の電 話機 番号		
8. 業務用 (電機 局の 電 話機 番号)	00, 01, 02, 03, 04, 05, 06, 07, 08, 09, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251, 252, 253, 254, 255, 256, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 270, 271, 272, 273, 274, 275, 276, 277, 278, 279, 280, 281, 282, 283, 284, 285, 286, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 362, 363, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 371, 372, 373, 374, 375, 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 388, 389, 390, 391, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 399, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 423, 424, 425, 426, 427, 428, 429, 430, 431, 432, 433, 434, 435, 436, 437, 438, 439, 440, 441, 442, 443, 444, 445, 446, 447, 448, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 462, 463, 464, 465, 466, 467, 468, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475, 476, 477, 478, 479, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 486, 487, 488, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 508, 509, 510, 511, 512, 513, 514, 515, 516, 517, 518, 519, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 527, 528, 529, 530, 531, 532, 533, 534, 535, 536, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 543, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 555, 556, 557, 558, 559, 560, 561, 562, 563, 564, 565, 566, 567, 568, 569, 570, 571, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 590, 591, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 599, 600, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 610, 611, 612, 613, 614, 615, 616, 617, 618, 619, 620, 621, 622, 623, 624, 625, 626, 627, 628, 629, 630, 631, 632, 633, 634, 635, 636, 637, 638, 639, 640, 641, 642, 643, 644, 645, 646, 647, 648, 649, 650, 651, 652, 653, 654, 655, 656, 657, 658, 659, 660, 661, 662, 663, 664, 665, 666, 667, 668, 669, 670, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678, 679, 680, 681, 682, 683, 684, 685, 686, 687, 688, 689, 690, 691, 692, 693, 694, 695, 696, 697, 698, 699, 700, 701, 702, 703, 704, 705, 706, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713, 714, 715, 716, 717, 718, 719, 720, 721, 722, 723, 724, 725, 726, 727, 728, 729, 730, 731, 732, 733, 734, 735, 736, 737, 738, 739, 740, 741, 742, 743, 744, 745, 746, 747, 748, 749, 750, 751, 752, 753, 754, 755, 756, 757, 758, 759, 760, 761, 762, 763, 764, 765, 766, 767, 768, 769, 770, 771, 772, 773, 774, 775, 776, 777, 778, 779, 780, 781, 782, 783, 784, 785, 786, 787, 788, 789, 790, 791, 792, 793, 794, 795, 796, 797, 798, 799, 800, 801, 802, 803, 804, 805, 806, 807, 808, 809, 810, 811, 812, 813, 814, 815, 816, 817, 818, 819, 820, 821, 822, 823, 824, 825, 826, 827, 828, 829, 830, 831, 832, 833, 834, 835, 836, 837, 838, 839, 840, 841, 842, 843, 844, 845, 846, 847, 848, 849, 850, 851, 852, 853, 854, 855, 856, 857, 858, 859, 860, 861, 862, 863, 864, 865, 866, 867, 868, 869, 870, 871, 872, 873, 874, 875, 876, 877, 878, 879, 880, 881, 882, 883, 884, 885, 886, 887, 888, 889, 890, 891, 892, 893, 894, 895, 896, 897, 898, 899, 900, 901, 902, 903, 904, 905, 906, 907, 908, 909, 910, 911, 912, 913, 914, 915, 916, 917, 918, 919, 920, 921, 922, 923, 924, 925, 926, 927, 928, 929, 930, 931, 932, 933, 934, 935, 936, 937, 938, 939, 940, 941, 942, 943, 944, 945, 946, 947, 948, 949, 950, 951, 952, 953, 954, 955, 956, 957, 958, 959, 960, 961, 962, 963, 964, 965, 966, 967, 968, 969, 970, 971, 972, 973, 974, 975, 976, 977, 978, 979, 980, 981, 982, 983, 984, 985, 986, 987, 988, 989, 990, 991, 992, 993, 994, 995, 996, 997, 998, 999, 1000		

	まる電気通 信番号			
	0001XYから 始まる電気通 信番号			
合計				

① 電気通信事業者別として、電気通信事業者別（令和元年経済年報巻4第4頁）に基づいて電気通信事業者の数を調べる。

② ①の例は、特定された電気通信事業者のうち、自社の最終利用客を仕分けているものを数えることとする。

③ ②の例は、甲の記載通りのために利用者が見えにくい形で用いられている電気通信事業者の数を数えることとする。

④ ②の例は、他事業者が指定を受けた電気通信事業者であつて自社の有用者の増大に寄与するために用いられている電気通信事業者の数を数えることとする。

⑤ ②の例は①の例から異なる電気通信事業者とし、③の例の数値を加えたものを数えることとする。

⑥ ①の例は異なる。日本電気通信販売1人当たるとなる。